SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

アメリカ連邦反トラスト法と州政府の競争制限(二): 研究序説

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2015-06-29
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 土田, 和博
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008822

土 田 和 博

序章

第一章 州行為の法理(State Action Doctrine)の形成

第二章 第一 節 州行為の法理の展開 州政府の関与と私人による競争制限

Goldfarb 判決 (以上、前号)

Cantor 判決

Midcal 判決

SMCRC 判決

四

地方団体による競争制限

Lafayette 判決

Boulder 判決

___ Hallie 判決

昻三節 州およびその機関による競争制限

- 一 Bates 判決
- 二 New Motor 判決
- 三 Ronwin 判決

第四節 判例法理の要約 (以上、本号)

第二章 州行為の法理の展開

1911年 リイネで対王で月間

| Cantor 判決 (一九七六年)

第一節

州政府の関与と私人による競争制限

(承前)

求した。連邦地方裁判所は、右の計画の実施を前提とした電気料金が州の委員会によって認可されたものである あって、シャーマン法二条およびクレイトン法三条に違反するとして当該計画の差し止めと三倍額損害賠償を請 販売する小売業者であるが、被告の電球交換計画が電気市場における自己の独占力を電球の販売に用いるもので 電球の五〇%近くを供給するに至っていた。この電球無料交換計画の費用は同社の請求する電気料金の中に算入 ため、被告は委員会の承認なしにこれを変更または中止することはできなかった。 原告 Cantor は、同州で電球を が始まる以前から電気の消費を促す目的で電球を無料で交換する計画を実施し、判決当時において標準サイズの され、これをミシガン州公共サービス委員会(Michigan Public Service Commission)が認可していた。その (1) 被告 Detroit Edison 社は、ミシガン州南東部における唯一の電気事業者であるが、州による電気事業規制

ように述べて破棄し、差し戻した。(2) から、Parker 法理によりシャーマン法は適用されないと判示し、控訴裁判所もこれを支持したが、最高裁は次の

ある。 と述べた。 述べた。Parker 事件をはじめとして Schwegmann や Goldfarb 事件における競争制限的な計画は「私的および れないとした。その上で法廷意見は、州法によって要求された私人の行為が反トラスト法の適用を免れうる場合(3) 公務員のいかなる行為をも問題とするものではないから本件は Parker 事件とは区別され、それによって拘束さ 計画を採用するか否かの選択は、基本的には被告のものであって委員会のものでないことは疑い得ないところで 彼らがその決定の結果について責任を負うべきであると結論することができた。本件においても被告は電球無料 の規制に優先させる意図をもっていないと考えられる場合を提示した。より具体的には、⑦に関して次のように 公正な場合、および、イイ州が既に経済のある分野を規制しており、連邦議会はそれと抵触する反トラスト法を州 として、⑦私人が主権者としての州の命令に従う以上の何事をもなしていないため、連邦法違反とすることが不 任があると解することは不公正な場合がありうるけれども、本件記録は何らそのような不公正さを示していな 交換計画を委員会の認可なしには維持できず、また放棄することもできないが、それにも拘わらず、そのような および Goldfarb 事件では州の、決定への参加にも拘わらず、私人は十分な選択の自由を行使しえたので、裁判所は 公的意思決定の混合物 まず、法廷意見を述べた Stevens 裁判官は、本件の被告が私人(電気事業者)であり、ミシガン州またはその 従って、 州の、 決定への参加が極めて支配的である(dominant) (a mixture of private and public decisionmaking)」である。しかし、Schwegmann ため、 私人がそれを実施する行為に責

次にイイ連邦反トラスト法と州の公益事業規制の抵触の問題については次のように判示した。 第一に、 電気供給

説

ある。 区別し、私当事者間の訴訟について独自の、より厳格な反トラスト法適用除外要件を打ちたてようとしたもので (2)Cantor 判決は、以上のように私人が被告であることを理由に州の公務員が被告であった Parker 事件とは

法理は私人にも及ぶものと解している (後述)。 べきではないとしている。この点については最高裁自身も、右の判示にも拘わらず、本判決後においても Parker ことになることを理由に、Parker法理の適用の有無は被告が州の公務員であるか私人であるかによって異なる れたならば、反トラスト法の適用がありえたであろうから、その場合には州の合理的な政策の実施が妨げられる Burger 裁判長と Blackmun 裁判官がこの点に反対している)、学説の支持も得られていない。例えば Areeda & Turner は、もし Parker 事件において州の販売制限計画を実施する干しぶどう生産者を被告として訴訟が提起さ しかしながら、このような区別を認める見解は四人の少数意見にとどまり(法廷意見を構成した六人のうち

さて、 Cantor判決が独自に展開した反トラスト法の適用が除外されうる場合の判示のうち、 分公正性の問題

とみるものが多い。すなわち、(8) 反トラスト法を適用しても不公正ではないと判断したとみるのである。(9) 採用しない事業者も存在した)。それ故、最高裁は私人に計画の採否について十分な選択の自由があったとして、 適用が除外されうるというのである。しかし、本件の電球無料交換計画は州が強制したものではなく、 すなわち私人が州の命令に従う以上のことを行っていないならば、その行為に連邦反トラスト法を適用すること 画は州の電気事業規制が開始される以前から行われていたし、規制開始後においても、 ある Detroit Edison社が提案し、 は公正ではないという判旨については、 州によって命令され、強制された私人の競争制限行為には連邦反トラスト法 州公共サービス委員会が受動的に認可したものにすぎない(被告の電球交換計 学説はこれを Goldfarb 判決の示した「州の強制」の要件を再度繰返した 州内にこのような計 被告で

かし スト法 は、 社の電気供給に対する規制を妨げないとして、この点をこれ以上に敷衍することは避けられた。この点に関して の範囲が、 的な要件として導き出しうることがあるとすれば、 とはいえない。 次に、Cantor 判決が初めて展開したイイ連邦反トラスト法と州の規制立法の抵触の問題についての判示から、 判示が連邦の規制立法と抵触する場合の反トラスト法の適用除外の要件ないし限界であって、 ながら、本件では電球無料交換計画に反トラスト法を適用しても州公共サービス委員会による Detroit Edison [の抵触の場合にはそれとは同一に論ぜられないとの批判があるにとどまり、(10) 州の規制計画が有効に機能するために必要な最小限度にとどまらねばならないということである。 州の規制立法との抵触を理由とする反トラスト法の適用除外 十分、 議論が展開されてい 州法と反トラ 法

判旨も一般的・抽象的な嫌いを否めず、十分詳細な基準を打ち出すには至っていない。それ故、Handler は、Cantor Cantor 判決は、 全体に極めて複雑かつ難解な判決であり、 右に述べたように反トラスト法の適用除外に関する

だねる途を選択し、いかなる判例原則あるいは判断の指針をも形成しなかった」と厳しく批判したのである。(ユ) 判決が「公正性のテスト」および「州の規制のテスト」を提示しつつも、事実のレベルでこれらのテストを充足 しないとすることによって「Stevens 裁判官は、州行為訴訟の解決を将来の『ケース・バイ・ケースの判断』にゆ

- $\widehat{\mathbb{1}}$ Cantor v. Detroit Edison Co., 428 U. S. 579(1976).
- $\widehat{2}$ Id. at 581-585.
- $\widehat{3}$ Id. at 591-592.
- $\boxed{4}$ Id. at 593.

 $\widehat{5}$

Id. at 592-595

- 6 Id. at 595-598
- 7 State Action Antitrust Immunity, 49 U. Colo. L. Rev. 147, 165-166 (1978)。如何如 1 P. Areeda & D. F. Turner, Antitrust Law 69-70 (1978). Handler, Parker v. Brown, 8-9 ねょら Rogers, The
- 8 Antitrust Enforcement, 4 J. Corp. L. 479, 485-486 (1979)ない。 L. J. 1571, 1578(1980); Flynn, Trends in Federal Antitrust Doctrine suggesting Future Directions for State 例えば、Fox, The Supreme Court and the Confusion surrounding the State Action Doctrine, 48 Antitrust
- 9 細は、拙稿「アメリカ連邦反トラスト法と州政府の競争制限①」法経論集五四・五号(一九八五)八一頁を参照)。 な「州の反トラスト法排除の意図」を欠くケースだと解する(P. Areeda & D. F. Turner, supra, note 7, at 82. ものでなく、この点についての州の政策は中立であるとした判示を根拠に、反トラスト法適用除外のために必要 本件も州内の他の電気事業者が電球無料交換計画を採用していないから、これは州全体の政策として確立された これに対して、Areeda & Turner は、前述した理由から「州の強制」を要件と捉えることに反対している(詳
- 10 Stewart 裁判官の反対意見 (428 U.S. 579, 628-630)。
- 11 Handler, Changing Trends, 1010

三 Midcal 判決(一九八〇年)

登録し、 続が開始されたため、 て勝訴し、 の停止もしくは取消しをなしうることとしていた。ワインの卸売業者である Midcal Alminum 社は、 に一卸売業者の登録した再販価格が地区内のすべての卸売業者を拘束するものとし、 のワイン生産者、 Liquor Dealers Association)が訴訟参加人として連邦最高裁に上訴したのが本件である。 したところ、 (1)カリフォルニア企業および専門職法 州に登録しなければならない。 当該地区において有効な再販価格を下回る価格で販売し、あるいは公正取引契約を結ばずワインを販売 州アルコール飲料統制局は上訴しなかったが、カリフォルニア酒類小売業者団体 州アルコール飲料統制局(Department of Alcoholic Beverage Control) 卸売業者および精留者は、 州裁判所に対してワインの再販価格維持制度の差し止めを求めた。同社は州最高裁にお また、 (California Business and Profession Code) 同法は州を三地区に分け、各々の地区において個々のブランドごと 小売業者への再販売価格を定める公正取引契約または価格規程を締 違反者には罰金または免許 によれば、 によって右の処分の手 (California Retail 州内のすべて 別の業者が

販売価格維持が違法に取引を制限するものであると一貫して判決してきた。ミラー・タイディングス法によって 用を除外した。また Goldfarb 判決では、州法律家協会の実施した最低報酬規程は州最高裁によって強制されたも 会を開い はシャーマン法によって禁止される。 Act of 1975) によって廃止された。 州が再販価格維持を容認することが認められたけれども、同法は消費者製品価格法(Consumer Goods Pricing 連邦最高裁は、 た後に農産物の販売制限計画を承認するなど広範な行政的監督が行われたからこそ、 審理に参加しなかった Brennan 裁判官を除く全員一致で次のように判示した。当裁判所は、 従って、特別な反トラスト法の適用除外が存在しない限り、 ところで、Parker判決は、州知事の任命した委員による諮問委員会が公聴 シャーマン法の適 再販売価格維持 再

のように述べて最高裁はシャーマン法の適用を認めた。(4) the State itself)」ことである。以上の二要件からすれば、本件ワインの再販制度は第一の要件をみたすが、第二 restraint must be one clearly articulated and affirmatively expressed as state policy)」ことであり、第二は は、 討し、あるいは公正取引契約の取引条件を規制しているわけではないからである。また、 は私人が定めた価格を単に容認し、実施しているにすぎず、州自体が再販価格を設定し、 られた制限が州の政策として明確に表明され、肯定的に表現されたものでなければならない(the New Motor 判決においては、自動車販売店の新設または移転の許可要件として委員会の承認を求める州の政策 ぎなかったから、それぞれ反トラスト法が適用された。これに対して、(後述する) Bates 判決では、 人による価格協定であるものに州の関与という薄いマントを着せることによって妨害されることはできない。こ の要件はみたさない。なぜなら、カリフォルニア州の立法政策は簡明に述べられ、その目的も明確であるが、州 が明確に表明され、肯定的に表現されていたから、各々反トラスト法の適用を免れたのであった。これらの判決 の制限が州の政策として明確に表明され、かつ政策決定者による厳格な再検討に服するものであったから、 したり、 「当該政策が州それ自体によって積極的に監視されねばならない(the policy must be actively supervised by Parker 法理によって反トラスト法の適用除外が認められるための二つの基準を確立している。 制度の厳格な再検討を行うわけでもない。競争を維持しようという連邦の政策は、 州は市場の状態を監視 価格規程の合理性を検 その本質において私 第一は「訴え challenged 弁護士広告 また

よく似ている。しかし、 ② Midcal 判決は、 州法にもとづく再販制度とシャーマン法の関係が問題となった点で Schwegmann 判決と 両者の決定的相違は後者においては州法が容認する限り、 再販売価格維持をシャーマン

のではなかったから、さらに Cantor 判決では、州公益事業委員会は公益企業の料金規程を受動的に容認したにす

処理を予測しうるような分析枠組みを提供することに失敗」してきたのに対して、従前の判決を整理し、(6) 法の適用除外とするミラー・タイディングス法が有効であったのに対して、前者の判決当時には既に同法は廃止 州 あるが、 った。そして、 Midcal 判決も Schwegmann 判決と同様、(5) 性はなく、専ら州行為の法理によってシャーマン法の黙示的な適用除外が認められるか否かだけが問題であ されていたことである。従って、本件においては州法に基づく再販が連邦の制定法によって適用除外される可能 の法理が適用されるための二つの要件を提示したことにある。それは、①明確に表明され、 の競争制限政策の存在、 本判決の意義はこれ以前の諸判決が「少なくとも合理的な確実性をもって将来の州行為に関する事件の および②当該競争制限行為に対する州の積極的な監視である。 州法による再販にシャーマン法の適用を認めたので 肯定的に表現され 州行為

場合も、 州の競争制限政策の存在を証明するものとして示されたにとどまるとみるのである。こうして、Areeda は「州 を排除しようとする証拠である」とする。すなわち、「州の強制」は独立の要件として述べられたのではなく、① 自体においてそうなのではなく、むしろそれが州の意図の証拠を提供するからである。 と Midcal 判決の示した要件との関係である。 この点について最も巧妙な議論を展開するのは Areeda であろう。 強制」を競争制限政策を採用するという州の意図に吸収し、包含する形で両者を調和させるのである。その結果 Areeda によれば、Goldfarb および Cantor の両判決が強調する州の「強制の存否は極めて重要であろうが―それ 州が反競争的行為を強制する場合のみならず、私人からの提案・陳情にもとづいて州が反競争的行為を容認する これらの要件をめぐって、まず問題となりうることは、Goldfarbおよび Cantor 判決が重視した「州の強制」 それが競争制限政策を具体化する州法等にもとづくものである限り、 ①の要件を充足することになる。(8) 強制は州が反トラスト法 の

まず Page によ

Midcal 判決の示した②「州の積極的な監視」の要件については次のような批判がある。

れば、 用行為の抑制)を凌駕するから、この要件は廃棄されるべきだと主張する(なお、第二の要件の適用範囲をめぐ用行為の抑制)を凌駕するから、この要件は廃棄されるべきだと主張する(タロ) る議論については、 いう。また Lopatka は、 を伴う。これは、 ぶ危険を防止する意図に出るものであるが、州による監視は、当然に政策執行過程において行政機関による監督 この要件は Parker および Bates 判決の誤読によるものであり、 州の監視の要件は、 政策形成過程における州議会よりも一層、 後述する Hallie 判決を参照)。 州の積極的な監視に要する費用がその便益(州の競争制限政策の誤りの発見と私人の濫 州の政策にもとづいて反競争的行為を行う者が容認された範囲を超えて濫用行為に及 被規制者のグループの利益を尊重する結果になると 過去の最高裁判決に先例がない。 のみな

うか。 の正当な規制利益を実体的に審査する姿勢をくずしていなかったのである。(⑴ 維持の利益と州の再販による利益とを比較衡量する方法をとったのであり、この意味において最高裁はなお州法 からである。しかし、二要件それ自体が手続上の要件だとしても、そのことは最高裁が州法の実体規定の合理性 た、それによって州行為の法理から実体的 due process に似た州法の合理性審査の要素を除去したようにみえる) 積極的に監視しているか否かといった手続上の問題のみに Parker 法理の適用をかからせているかにみえる(ま を全く問題としないことを意味するものではない。Midcal判決は、修正二一条に関する判示において連邦の競争 最後に、Midcal 判決の示した二要件は州法の実体的側面 (州法の規定内容の合理性) を問題としないのであろ なぜなら、Midcal 判決は、 州が規制政策を明確に表明しているか否か、あるいは州が当該反競争的行為を

- 1 California Retail Liquor Dealers Ass' n. v. Midcal Alminum, Inc., 445 U. S. 97(1980)
- (\sim) Id. at 99-102.

- (∞) Id. at 105
- (\(\sigma\) Id. at 102-106
- $\widehat{5}$ 較衡量し、後者を実質的でないとして却けた (Id. at 106-114)。 通商条項にもとづくシャーマン法の実現しようとする利益と州法の再販による利益 定しており、原告はこの州の酒精飲料規制権を根拠に本件の再販が有効である旨の主張をも行ったが、最高裁は いて引渡しまたは使用するために、酒精飲料をその地域に輸送しまたは輸入することは、これを禁止する」と規 もっとも合衆国憲法修正二一条二項は「州、 合衆国の領地または所有地の法律に違反して、それらの地域に (節酒と小売商の保護) を比
- (©) Handler, Antitrust-1978, 1378.
- (つ) 1 P. Areeda & D. F. Turner, Antitrust Law 96 (1978). ぁた′ P. E. Areeda, Antitrust Law (1982 Supp.) 59. 62 も参照。
- 8 的に強制に代わることができ、またそうするべきものと考えるのが合理的であろう」(Handler, Reforming the Antitrust Law, 1334)と述べ、「強制」はむしろ②に代替されたものと捉えるにとどまる。 これに対して、Handler は「『積極的な州の監視』の要件は、私人の無制約な意思決定を防止するために、
- 9 Action Exemption after Midcal Alminum, 61 B. U. L. Rev. 1099, 1130 (1981). Page, Antitrust, Federalism, and the Regulatory Process: A Reconstruction and Critique of the State
- <u>10</u> 23, 40-41 (1984). Lopatka, State Action and Municipal Antitrust Immunity: An Economic Approach, 53 Fordham L. Rev
- $\widehat{11}$ Scope of Exemptions, Expanding Coverage and Refining the Rule of Reason, 27 U. C. L. A. L. Rev. 265, 304n 180 (1979)もほぼ同旨(以下、Sullivan & Willey, Recent Antitrust Developmentsとして引用)。 John's L. Rev. 274, 299-300 (1983). �� に Sullivan & Willey, Recent Antitrust Developments: Defining the Richards, Exploring the Far Reaches of the State Action Exemption: Implications for Federalism, 52 St

四 SMCRC判決 (一九八五年)

CMCAが州行為の法理の抗弁を行ったものである。(2) するものであり、シャーマン法一条に違反するとして連邦地裁に提訴した。これに対して、SMCRCおよびN common carriers)によって構成されるレイト・ビューロー(rate bureaus)である。これらの各州では州法に ス委員会に一括して運賃の改定を申請したところ、連邦政府はこれが貨物運送に関する州内運賃を共謀して決定 も明示的に容認していた。SMCRCおよびNCMCAは、それぞれ共同して運賃を決定し、各州の公共サービ めていた。また、ミシシッピを除く各州法は一般運送業者が共同して運賃を決定することも個別に決定すること より州の公共サービス委員会(Public Service Commissions)が、運送業者の申請に基づいて州内貨物運賃を定 スカロライナ自動車運送業者協会(North Carolina Motor Carriers Association・NCMCA)は、 ロライナ、ジョージア、テネシーおよびミシシッピの南東諸州において営業する一般自動車運送業者(motor (1)南部自動車運送業者運賃協議会(Southern Motor Carriers Rate Conference・SMCRC)およびノー ノースカ

行為が州の積極的な監視の下にあることが必要である。後者の要件は連邦政府もその存在を認めるから、 サービスに代替させると明確に表明された州の政策に従って当該反競争的行為を行うこと、 理の適用をうけるためには Midcal 判決において示された二つの要件、すなわち競争を規制または独占的な公共 として訴えれば州行為の法理の適用はないことになるからである。ところで、私人による反競争的行為がこの法 はなく、私人にも適用可能である。そうでなければ州の主権に基づいて行われた反競争的行為でも、私人を被告 見は次のように要約される。まず、州行為の法理は州またはその公務員を被告とする事件のみに適用されるので 連邦最高裁は七対二で州行為の法理の適用を認め、 SMCRCおよびNCMCA勝訴の判決を下した。 およびその反競争的 法廷意 問題は

計画を行おうとする州議会の意図が明らかであるならば、「明確に表明された州の政策」にとってそれ以上のもの る₍₃₎ 法が反競争的行為を許容している 同の運賃決定を明示的に許容しているわけではないが、同法は州公共サービス委員会が州内貨物運送について「公 はこれを効率的に審査することができる。 賃の共同決定も個別決定も共に容認する本件各州の許容政策 前者の要件に関してのみである。 が不可欠だというわけではない。(4) 会によって決定されるべきであるとの州議会の意図を示しているものといえる。 正かつ合理的な」 る効率性と個々の運送業者によって促進される競争との間に望ましいバランスを実現することができるのであ より低い するものだからである。 が存するというためには もっとも、 運賃を申請することができるから、 ミシシッピ自動車運送業者規制法 運賃を決定しなければならない旨規定しており、これは州内運賃が市場よりもむしろ規制委員 すなわち、大部分の運送業者は共同して運賃を決定し、 「州の強制」がその前提として不可欠であると主張するが、 ところで、 (permit) ならば、この要件は満足するものと解すべきである。 他方、このようにして申請された運賃が高すぎれば、 第一の要件に関して連邦政府は 競争の働く余地も残される。 (Mississippi Motor Carrier Regulatory Law of 1938) (permissive policy)は次のような政策効果を意図 その結果 「明確に表明された州の反競争的政 一括申請するであろうから、 このように、 一州は、 州の強制がなくとも州 共同の運賃決定によ 競争制限的な規制 別の運送業者は なぜなら、 州 運

てい は州議会の意図がこれを容認しているから州行為の法理の第一の要件を充足し(また第二の要件の存在は争わ 以上のように、 ない から)、 SMCRCおよびNCRCAはシャーマン法の適用を除外されると判示したのである。 連邦最高裁は、 各州法が共同の運賃決定を強制してはいないが明示的に許容しているか、 また

(2)本判決は、 Parker 判決の確立した州行為の法理が私人にも適用されうることを再確認し、 また七五年以

説

の初期の判決が重視した「州の強制」を独立の要件としては不要であると明確に判示し、さらに「明確な表明」 の要件をも実質的に緩和した点に意義を有するものである。

された。 うることになり、その結果は妥当なものとはいえないからである。こうして Cantor 判決の少数意見は明白に否定 政府または州の機関を被告として訴えたならば有効とされたであろうような合理性ある州の規制計画をも妨害し 反トラスト訴訟を提起することも考えられるが、私人に対する州行為の法理の適用可能性を否定することは、 の行為はまさに「私的および公的意思決定の混合物」なのである。それ故、このような場合に私人を被告として う主体であったとしても、何らかの形で私人が当該規制計画に参加することが少なくなかった。その意味で、州 に第一の意義が認められる。元来、Parker 判決も含めて、それ以後の多くの事件においては、州政府が規制を行 及ばないと述べた。これに対して、SMCRC判決は、明確に同法理の私人への適用可能性を肯定した。この点 して反トラスト法の適用を除外したものであるから、Parker 判決によって確立された州行為の法理は私人には まず、 Cantor 判決の少数意見は、 前述したように Parker 判決が州の競争制限的計画を実施する州公務員に対

また、「強制」を要件とは認めない実質上の理由は、そうすることによって一方で州の規制政策の選択の範囲を競 anticompetitive policy)」であったとする解釈である。すなわち、Goldfarb判決は、反競争的政策が州最高裁に よって表明されていたか、それとも州法律家協会が求めたにすぎないかに焦点をあてたものと解されたのである。 とすることを拒否した点にある。このような判示の判例上の根拠は、「州の強制」を独立の要件として要求したかとすることを拒否した点にある。このような判示の判例上の根拠は、「州の強制」を独立の要件として要求したか にみえる Goldfarb 判決が問題としたことは「強制」の有無ではなく、「反競争的政策の出所(source 第二の意義は、本判決が、有力な学説の批判に答える形で、私人との関係において「州の強制」を独立の要件 of the

地方団体反トラスト法 れであるといわ ともに極めて巧妙な議論を展開しているといえよう。 あ 申請による競争の促進との間に州が で足りるとする実質上の理由が、共同の運賃決定・一括申請による運賃決定の効率性の確保と、 争制限を強制する政策にのみ限定することになるから連邦主義に反すると同時に、 か V) 競争のより重大な制限となって反トラスト政策にも反することに求められた。 からである。 (8) とい われる。 しかしながら、州法上、 最高裁がこのことを知らない筈はないと考えられるが、 われる。 それは、 (Local Government Antitrust Act of 1984) 成立後の連邦最高裁の態度の転換のあらわ レイト・ビューローが個別に運賃改定の申請をしたことのある業者を攻撃し、 運賃の個別決定・申請が容認されていても、 「望ましいバランス」を達成しうることに求められたことは右にみた通りで このような州行為の法理の適用要件の緩和は、 右の「強制」を要件としない実質的理由 現実にはこれは稀れにしか行われ さらに、 他方「強制」を要件とすれば、 競争制限の「許容」政策 個別の運賃決定・ 後に述べ 威圧する

的ない CRC判決は、 の要件は充足されるとしたのである。Midcal 判決は、当該競争制限が州の政策として明確に表明され、 運送業者規制法のみは共同の運賃決定を容認する明文の規定を欠いていたのであるが、最高裁は、 が公正かつ合理的な運賃を定める」 との州 最後に、 し積極的に (affirmatively) の意図が 同様な傾向は、 私人の反トラスト法適用除外要件を相当程度、 :看取されるとして、「競争を排除しようとする明確な意図」があれば「競争制限政策の明確な表明_ 競争制限政策の「明確な表明」の捉え方にもみられる。 表現されていなければならないと判示したのであり、 旨の規定から、 運賃が競争によるよりも規制機関によって決定されるべきだ 緩和したものといえよう。 すなわち、 この点からしてもSM ミシシッピ自動車 規制 かつ肯定 「委員会

- 1 Southern Motor Carriers Rate Conference v. United States, 53 U. S. L. W. 4422 (1985).
- (\alpha) Id. at 4422-4424.
- (∞) Id. at 4425.
- (♥) Id. at 4424-4427.
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 主張する。 Trucking, 71 Cal. L. Rev. 1557 (1983)は、私人への州行為の法理の適用には「州の強制」を要件とすべきことを しまし、Note, State Action Immunity and the Compulsion Requirement: Joint Ratemaking in Intrastate
- (6) 53 U.S.L.W. 4425.
- (7) Ibids.
- (∞) Note, supra note 5, at 1567.
- 9 Stewart, Suing Local Governments, 71 A. B. A. J. 112, 112-113 (1985).

第二節 地方団体 (local governments) による競争制限

果を有する地方団体の行政措置に対する反トラスト法の適用可能性について、これに関する諸判決を検討してい 判決によって、「反トラスト訴訟の洪水」といわれる事態が地方団体を襲うことになる。第二節では、反競争的効 体は反トラスト法の適用を免れてきた。ところが、このような安穏は、Lafayette 判決によって打破られ、Boulder る競争制限に対して反トラスト法を適用する姿勢を示したことは右にみたとおりである。しかし、Goldfarb, Cantor, Bates と州行為の法理の適用を制限する判決が続いたにも拘わらず、地方団体 (local governments) 自 連邦最高裁は、七五年以降、州政府が容認する等の形で関与した場合にも、一定の要件の下において私人によ

こう。

Lafayette 判決(一九七八年)

適用されないと主張したのが本件である。(2) 提起された。これに対して、Lafayette および Plaquemine の両市が、州行為の法理により市には反トラスト法は らにLP&Lの顧客に対して電気の購入を条件としてガスと水道の供給を行ったとして反訴 建設を中止または延期させる目的で虚偽の訴(sham litigation)を行い、 社(LP&L)を相手方として反トラスト訴訟を起こしたところ、 Ų (1)経営する権限を認められていた。 Lafayette および Plaquemine の両市は、 両市は、 ルイジアナ州において電気事業を行う Louisiana Power & Light ルイジアナ州法により市域の内外において電気事業施設を所有 逆にLP&Lから、 長期供給契約により競争を排除し、 同社の原子力発電施設 (counterclaim) 쑬

裁判長とでは若干異なるものであった。 最高裁は五対四で両市敗訴の判決を下したが、 判決理由は法廷意見を述べた Brennan 裁判官ら四人と Burger

かし、 者 その地域住民の最大の利益をはかる事業活動において行う経済的選択は、 スト 十分な理由が存在する場合には反トラスト法は適用されない。この点に関して Lafayette 市らは、 的な政策であり、 するものであること、 Brennan裁判官らの意見は次のようなものであった。 を通じて救済されることを理由に、 法は公共の福祉に奉仕する地方公共団体の行為からではなく、 ①については市の主張は、 その黙示の適用除外は原則として禁止されるとの推定が働く。 および②消費者が公営企業によって損害を被ったとしても政治的プロセス 地方公共団体の行為が常に公共の福祉に資することを前提とするが、「公企業が 反トラスト法の地方公共団体への適用は不要であると主張している。 反トラスト法は、 私人の力の濫用行為から公衆を保護しようと 私企業がその組織と株主の利益を増進 あらゆる産業を支配する しかし、 この推定を覆すに足る (選挙など― 主に①反トラ 般的、 基本

所の判決を支持した。 議会によって認められた権限の範囲内の行為であるか否か、さらに審理させるために地裁に差し戻した控訴裁判 代替させるという州の政策に従って」行った反競争的行為には Parker 法理の適用があるとし、両市の行為が州 拡張することはできないが、ただ、市など州の下位機関(subdivision)が「競争を規制または独占的サービスに 形で生ずるであろう」との認識があった。次に、州行為の法理について Brennan 裁判官らは、市が主権者でない 体 (municipalities) がその地域的利害のみによって経済的選択を行い、反競争的効果を顧みないことが自由だと 断の基礎には、一九七二年現在、六、二〇〇以上の地方団体(local governments)があるが、「もし、地方自治 ない」。また②についても、市域外の住民で損害を被った者には当該市の政治的プロセスによる救済の途がないだ(3) させるために行うそれよりも、全国民の経済的福祉というより高次の利益に本来的にかなうものであるとは限ら ことを理由に主権者たる州の行為について反トラスト法の適用を除外する Parker 法理を自動的に地方自治体に すれば、反トラスト法による保護という防具の重大な裂け目が連邦議会の確立した広範な全国的政策と矛盾する て、①および②の主張によっては反トラスト法の黙示の適用除外禁止の推定は覆されないとした。このような判 けでなく、州議会に対して反競争的行為を禁止するよう影響力を行使しうるかも疑問である。以上のように述べ

かによって同法理の適用を判断してきたのである。換言すれば、裁判所は、政府の「企業家的人格(entrepreneurial それによれば、州行為の法理の適用を検討する際、裁判所は訴えられた行為に焦点を当ててきたのであって、訴・ これに対して、Burger 裁判長は右の意見とはやや異なる見解を示した(右の意見の一部および結論に賛成)。 問題となった行為が政府行為(governmental activity)か経済行為(business or proprietary activity)

personality)」と「主権者としての決定(sovereign's decision)」との区別を認めてきた。そして、前者の地位(6) るべきであるとした。すなわち「Parker 判決やそれを承継する諸判決には、経済を破壊するような反競争的効果 において行われる市の行為―電気の供給はこれに属する―は、反トラスト法の適用について私人と同様に扱われ マン法の適用を除外されるべきだということを示すものは何もない」と述べた。(7) を生ぜしめる内在的能力をもつ企業が、州法上、地方自治体として組織されているからという理由だけでシャー

当該反競争的行為を行う場合に反トラスト法の適用を除外される。この要件をめぐっては、⑦市が反競争的行為 とから明らかなように、市の適用除外のためには必ずしも州法上の明文の根拠規定が必要なわけではない。また、 される場合には、 ……特定の地域で活動する政府機関に与えられた権限から、議会が訴えられた種類の行為を予定したことが看取 理の抗弁を有効に行うためには、必ずしも特定の、詳細な立法上の授権を指摘しなければならないわけではない。 Brennan裁判官は「行政的下位機関(市などの地方団体―筆者)が反トラスト法による訴えに対してParker法 競争的行為を強制しなければならないか、それとも単に容認する(authorize)ことで足りるかという問題がある。 を適法に行いうるためには州法上に明文の根拠規定を必要とするかという問題、 の結論を導いた。すなわち、市は「競争を規制または独占的公共サービスに代替させるという州の政策に従って」 を受けるわけではないとすることによって、市の反トラスト法適用除外要件が州の場合より厳格なものであると (2)まず⑦について、個々の反競争的行為に州法上の明文の根拠を求めることが現実には容易でないこともあって、 Brennan 裁判官らは、市が州と異なって主権者ではないから、その反競争的行為は州のそれと同等の尊重(®) 市など下位の政府機関の反競争的行為について十分な州の命令が存在する」と明言しているこ および分州は市に対して当該反

また容認 (authorize)

イイについては Brennan 裁判官は州が市に対して指示(direct)しなければならないとも、

説

かに解したということになる。

制限的行為に反トラスト法を適用することに消極的であり、この基本的立場から「容認」で足りると解している。(19) で足りるとも述べていることから、この点は明確ではない。Areeda は、後述するような理由から地方団体の競争

たとの理解に立てば、Lafayatte 判決は地方団体の反トラスト法適用除外要件を私人のそれより早い時点で緩や Handlerも、つとにこの立場を表明していたことは前言したとおりである。最高裁が州の容認で足りると判示し

批判が向けられている。(12) とするのである。 は、 役務を供給する私人を規制する「政府行為」も反競争的効果をもちうること、あるいはより基本的な問題点とし ことは「経済行為」であるとされ、従って私人と同様に州行為の法理の適用には、 示唆しつつ、後者については私人と同じ扱いを受けるとする意見を述べた。本件の場合、 スト法の適用除外が州の規制計画が機能するために必要な最小限度にとどまることの二点を充足する必要がある が「事業者」として同法の適用をうけるかという問題に関する支配的見解に類似するからである。 て「政府行為」と「経済行為」とは明確に区別することができないから、この基準は現実には機能しないという 地方団体の行為を「政府行為」と「経済行為」に大別し、前者には反トラスト法の適用が除外されることを Burger 裁判長の同調意見に触れておこう。Burger 裁判長の意見は、わが国の独占禁止法上、公営企業 しかし、この見解に対しては、 市が商品・役務を自ら供給する「経済行為」のみならず、 州による強制とともに反トラ 市が電気の供給を行う Burger 裁判長 商品

61 に対するよりも厳格な要件を求めたのであるが、このような判示に対しては次のような理由から批判が少なくな 以上のように、 すなわち、本判決以後、地方公共団体は州の競争制限政策、 Lafayette判決は市の地位それ自体によって反トラスト法の適用を除外することを拒否し、 あるいは少なくとも当該反競争的行為が州議会 州

政負担の増大あるいは破産につながり、さらには様々な行政事務の実施を阻害するおそれがあるというのである。 (3) らせるものであるといわれる。 多額の出費を強いられるという問題もある)。Lafayette事件でもLP&Lは一八〇億ドルの損害を申し立てたか 刑事責任についてはともかく、三倍賠償は地方団体にとって最大の脅威であった(たとえ勝訴しても応訴自体に刑事責任についてはともかく、三倍賠償は地方団体にとって最大の脅威であった(たとえ勝訴しても応訴自体に は反トラスト法の適用をうけ、 において予定されていたことを証明しなければならない。それができなければ、地方公共団体またはその公務員 適用が肯定され、違反行為が認められるならば、クレイトン法四条に定める三倍賠償は裁量的なもの (optional) 適切な救済が、地方団体の場合にも同様に適当であるとは限らない」と述べてはいるが、(ロ) ら、三倍賠償額は五四○億ドルにものぼる。これは Lafayette および Plaquemine 両市の財政を破滅的状態に陥 とは解されないから、 右にみた地方団体に対する懲罰的な三倍賠償は避けられない。 もっとも Brennan 裁判官もこの点を考慮して「私的会社による違反行為に対して 三倍賠償責任等を負わねばならないこともありうる。このことは、 それ故、 一旦、反トラスト法の この問題は、後に 地方団体の財

 $\widehat{\mathbb{I}}$ City of Lafayette v. Luisiana Power & Light Co., 435 U. S. 389 (1978) みる地方団体反トラスト法によって解決されざるをえなかったのである。

- (\sim) Id. at 391-394.
- (∞) Id. at 403.
- (4) Id. at 408.
- (5) Id. at 413 (6) Id. at 422
- (~) Id. at 418

- (8) 市・町・村等の地方自治体(municipalities)およびカウンティ・タウンシップ・特別地区等の準地方自治体に ものとされている(金子善次郎『米国連邦制度――州と地方団体』(一九七七)七頁以下、二〇四頁以下参照)。 規定される 「州の被創造物 (Creature of State)」であり、それが行使しうる権限も州の授権によらねばならない 立の主権国家である。これに対して、地方団体は、基本的にはその存立目的・存立形式等が州によって承認され 法制度上、州は、連邦憲法において、連邦政府に委任した権限を除いてその他の留保権限を十全に行使しうる独 よって構成される地方団体 (local governments) の法的地位は、州 (state) のそれと同一ではない。少なくとも
- (๑) 435 U. S. 415.
- Areeda, After Lafayette として引用する);P. E. Areeda, Antitrust Law (1982 Supp.) 52 et seqq Areeda, Antitrust Immunity for "State Action" after Lafayette, 95 Harv. L. Rev. 435, 445 (1981). (凶片)
- 11 Preemption Alternative to Municipal Antitrust Liability, 51 Geo. Wash. L. Rev. 145, 166 (1982)。回面。 Action: A Formula for Narrowing Parker v. Brown, 69 Nw. U. L. Rev. 71, 90-91 (1974). ぁた Note, The において行為する場合には Paker 法理の適用をうけないと主張していた。Slater,Antitrust and Government 435 U.S. 418-426. なお Lafayette 判決以前に、P.E. Slater は政府が「企業家的権限(proprietary capacity)」
- 492 (1979); The Supreme Court, 1977 Term, 92 Harv. L. Rev. 57, 280, n. 21 (1978)など。Stewart 裁判官は、 in Federal Antitrust Doctrine suggesting Future Directions for State Antitrust Enforcement, 4 J. Corp. L. 479 その例として水道事業をあげる (435 U. S.434)。 いて批判が多い。Areeda, After Lafayette, 443; P. E. Areeda, Antitrust Law (1982 Supp.) 51; Flynn, Trends Stewart 裁判官の反対意見(435 U. S. 432-434)。とりわけ「政府行為」と「経済行為」の区別の不明確さにつ
- 57, 284-288 (1978); Areeda, After Lafayette, 439; P. E. Areeda, Antitrust Law (1982 Supp.) 48-49; Shenefield 347 (1982); Spiegel, Local Government and the Terror of Antitrust, 69 A. B. A. J. 163, 166 (1983)などがある。 The Parker v. Brown State Action Doctrine and the New Federalism of Antitrust, 51 Antitrust L. J. 337, 345 Stewart 裁判官の反対意見(435 U.S. 438-441)のほか、The Supreme Court, 1977 Term, 92 Harv. L. Rev
- 14 son, Commentary: The Regan Administration's Position on Antitrust Liability of Municipalities, 32 Cath. L Boulder 判決後、開催された上院司法委員会の公聴会において、W. F. Baxter 司法次官補は、連邦政府として の下位機関による反トラスト法違反行為については刑事罰の適用を求めない方針であると示唆した。William.

よる紹介がある。また、 Rev. 371, 376 n. 23 (1983). なお、この論文については南山法学八巻三号一三五頁以下(一九八五)に谷原教授に Antitrust Claims after City of Boulder, 16 U. Rich. L. Rev. 705, 718 n. 72 (1982)も参照。 Brame & Feller, The Immunity of Local Governments and their Officials from

(15) 435 U. S. 401-402.

| Boulder 判決(一九八二年)

与えたが、同社は原告である Community Communication社 (CCC) に免許を譲渡し、代わってCCCが一九 関する自治の全権」を有することを認められた、 der Communication 社が共謀によりCCCの競争を制限しようとするものであるから、シャーマン法一条に違反 より、CCCは市の他の地区へ放送を拡大することが可能となったが、それにも拘わらず、Boulder 市は有線テ ある。Boulder 市は、一九六四年に Colorado Televents社に対して、二〇年間有線テレビ放送事業を行う免許を ラスト法の適用を除外されるから、市条例がシャーマン法一条に違反することはありえないと主張した。(3) 六六年以降、市の人口の二〇%に対して有線テレビ放送を行ってきた。しかし、その後の衛星放送技術の進歩に するとして当該条例の差し止めを求めたものである。 これに対して、 Boulder 市は、 Parker 法理により市は反ト することを禁止する緊急条例を制定した。本件は、CCCがこの条例は Boulder 市と潜在的競争者である Boul レビ政策を再検討し、その結果、新たな放送業者を参入させるために、三カ月間CCCが他の地区へ事業を拡大 (1)Boulder 市は、 コロラド州憲法により、市域内において「地域的事項(local and municipal matters)に いわゆるホーム・ルール自治体 (home rule municipality) で

を執筆した Brennan 裁判官の判決要旨は次のようなものである。Parker 判決が容認した州行為の法理による 連邦最高裁は、 審理に加わらなかった White 裁判官を除く五対三で Boulder 市敗訴の判決を下した。法廷意見

シャーマン法の適用除外は、

ず、明確に表明され、肯定的に表現された州の競争制限政策を実施し、促進する場合にのみ反トラスト法の適用 よる地域的事項に関する市条例制定権の一般的・包括的承認が「明確に表明され、かつ肯定的に表現された州の Boulder 市がいわゆるホーム・ルール自治体であったことである。 すなわち、Boulder 判決の特別な意義は、 を除外されるとした点で、Lafayette 判決を踏襲するものであった。しかし、本件が Lafayette 事件と異なるのは、 (競争制限) (2)肯定的に表現されているとはいえないから、Parker 法理は適用されない、と判示した。(4) ホーム・ルール自治権を認められた地方自治体と州政府の関係に微妙な変化の兆しがあらわれ、 Boulder 判決は、 政策」とはいえないとされた点にある。 州行為の法理の適用についてそれ自体としては主権的地位にない市を州と同等には扱わ その結果、三〇以上にも及ぶ州において、 憲法または州法 あるいはま 州に

た地方自治体がその反競争的効果を有する行為の故に「反トラスト訴訟の洪水」にみまわれることになった。

認されねばならなくなった。このことは、(6) ありえなかった。それにも拘わらず、 よって州政府への行政権の再集中化のおそれをもたらしたのである。 ことを意味するから、その場合にはホーム・ルール自治体の反競争的行為が州法による承認を受ける可能: ないと指摘されている。こうして、Boulder 判決は州と地方自治体との間の権限と責任の配分に介入することに が長い抗争の結果、獲得したホーム・ルール自治権を縮減し、自治体としての自律性を失うことにつながりかね 州によってはホーム・ルール自治権は州が地域的事項に関して法律を制定することを許されな Boulder 判決の結果、地方自治体は州によって反競争的行為を特定して承 州政府との交渉の過程における「妥協と譲歩」を通じて、地方自治体 性は

駐車場経営者が貸し手である市と借り手との共謀を主張する事件、(1) ルコー よってこの傾向に一層拍車がかかった。例えば、 of Municipal Law Officers) によれば、一九八二年一一月現在、 地の用途指定変更を中心街開発計画に基づいて棄却したことに対して申請開発業者が市、 士報酬の請求が可能なことが反トラスト訴訟を選択させる誘因であるといわれる。反トラスト訴訟の増し、 (9) 七にのぼるという。その大部分は私訴であって、申立ておよび開示の要件が緩やかなことと三倍賠償および弁護(8) Lafayette 判決後に既にみられたところであるが、ホーム・ルール自治体の適用除外を否定した Boulder 判決に Boulder 判決の結果、 ル飲料の販売を禁止された者が公務員と競争業者との共謀を主張する事件、(12) 生じた第二の問題は「反トラスト訴訟の洪水」である。 地域規制条例による土地利用規制のために特定地域におけるア 郊外ショッピング・センター建設のための土 地方団体を相手方とする反トラスト訴訟は N I M L O 市から土地の賃借に失敗した 市議会議員および中心 (National Institute 加 は

あるいは市のゴミ処理施設または救急車サービスの独占を反トラス(3)

街の競争開発業者間の共謀を主張する事件(12)

説 論

パートマン法の適用をうけるとされたケースなどが相次いだ。この問題については、一方で地方自治体の住民の(5) ト法違反として訴えるケース、公立病院が医局で販売する目的で医薬品を低価格で購入することがロビンソン・

くない。他方、全国に六、〇〇〇以上存在する地方団体が地域的利害のみによって規制権限を発動するならば、(エワ) 州の政策が明示していないという理由だけで反トラスト法による攻撃にさらすのは妥当でないとする見解は少な 健康・安全・福祉を維持、増進するための規制のなかには必然的に競争制限的効果を伴うものを含むが、それを

「自由企業のマグナ・カルタ」にも喩えられる反トラスト法の維持という全国的政策に重大な亀裂が生ずること(18)

der 判決も「私人によって行われた場合には反競争的と考えられる一定の行為も、地方団体によって採用された場 益が反競争的効果を上回る場合には、反トラスト法の適用を免れるとの主張を認めることである(20) 地方団体の伝統的かつ不可欠な政府機能(traditional and integral government function)であるから、その便 性を許すことであろう」と指摘される。より具体的には、連邦制の抗弁あるいは公益の抗弁を地方団体に許すこ性を許すことであろう」と指摘される。より具体的には、連邦制の抗弁あるいは公益の抗弁を地方団体に許すこ 想的な解決方法は、市に対して反競争的行為の包括的な適用除外を与えることなしに行為することのできる柔軟 とである。すなわち、消防・警察・公衆の健康と安全の確保・衛生・公園・レクレーション施設等は、州および あるいは規制権限を専ら特定の企業を優遇するためにのみ行使する市は、自由競争に重大な脅威となりうる。 されるべきではない。しかしながら、伝統的な政府機能の範囲外にある事業の独占を許可し、または経営する市、 画または規制から区別することである。公衆の健康と安全を促進しようとする地方自治体の行為は、警察、 および公衆衛生の独占を通じてであれ、条例および規制措置を通じてであれ、反トラスト法の攻撃によって妨害 このような難問を解くカギは「地方公共団体の不可欠の行為を反トラスト法の目的を掘りくずす反競争的な計

processの再現にほかならないとの批判がある。また他方では、このような抗弁は、Professional Engineers判決(3) 囲が不明確であると共に、このような公共の利益を目的とする規制と特定の企業の利益のみに奉仕する措置とが 後 置の実体的合理性について広範な、本質的には無基準に等しい審査を許すことになり、一九三〇年代の実体的 合には異なった色彩をもつことがありうる」と述べている)。しかし、このような抗弁に対しては、一方では連邦(ミロ) 現実に区別可能なのかという批判もありえよう。 を認めたとしても州および地方団体の「伝統的かつ不可欠の政府機能」(これについて右の抗弁が許される)の範 裁判所が地方団体の行為により確保される「公共の利益」と反競争的効果を比較衡量することは、 明白に容認されない社会・公共的利益と反競争的効果とを比較衡量することを許すことになるし、仮にこれ 地方団体の措

れた。すなわち、 よって、地方団体に対する反トラスト訴訟の最大の誘因それ自体を消失させたのである。 (directed) 私人) に対して三倍額損害賠償を請求することはできない (三条a項および四条a項) とすることに しかしながら、 この問題の実際の解決は地方団体反トラスト法によって立法的解決をはかるという方法がとら 同法は地方団体またはその公務員もしくは雇用者(さらに、これらの者によって指示された

- 1 Community Communications Co. v. City of Boulder, 455 U.S. 40 (1982)
- 2 あり、 項について、 ら承認された自治体である。この「広範囲の自治権」は、地方自治体が州との長い抗争の結果、獲得したもので ホーム・ルール自治体とは「政府組織(機構)、所掌事務、課税、起債等自治体として機能するための必要な事 州憲法または州法上に規定される。 一定の制限の下に自由裁量をもって決定すること」ができる権限(ホーム・ルール自治権) 金子善次郎『米国連邦制度―州と地方団体』(一九七七)六一―六六百 を州か

State Action Immunity, 35 Vand. L. Rev. 1041-1042 n. 1 (1982); Richards, Exploring the Far Reaches of the State Action Exemption: Implication for Federalism, 57 St. John's L. Rev. 274, 307 n. 188 や終熙。 歩た Note, Municipalities and the Antitrust Laws: Home Rule Authorization is Insufficient to Ensure

- (∞) 455 U. S. 43-48.
- (�) Id. at 48-57.
- $\widehat{5}$ Areeda, After Lafayette, 449; P. E. Areeda, Antitrust Law (1982 Supp.) 58
- 6 限政策を明定する州法を制定した。Freilich, Donnovan & Ralls, Antitrust Liability and Preemption of Authority: Trends and Developments in Urban, State and Local Government Law, 15 Urb. Law. 705, 737 る州もある。例えば、メリーランド州は有線テレビの免許、土地利用規制、下水・廃物処理について州が競争制 現に、反競争的効果を有する地方団体の行為を明示的に容認する法律を制定し、あるいは制定しようとしてい
- Rev. 145, 163 (1982). Boulder 判決ではコロラド州を含む二三州が原告CCCを「法廷助言者(amicus curiae)」 379, 387-388 (1983); Note, The Preemptive Alternative to Municipal Antitrust Liability, 51 Geo. Wash. L Community Communications Co. v. City of Boulder: Prospects for a Legislative Sollution, 32 Cath. U. L. Rev on Antitrust Liability of Municipalities, 32 Cath. U. L. Rev. 371, 377 (1983); Civilletti, The Fallout from として支援している(455 U.S. 71 n. 7) Requist 裁判官の反対意見(455 U.S. 71); Williamson, Commentary : the Reagan Administration's Position
- (∞) Williamson, supra note 7, at 376 n. 22.
- 9 (1980); Areeda, After Lafayette, 455. Rose, Municipal Activities and the Antitrust Laws after City of Lafayette, 57 U. Det. J. Urb. L. 483, 487
- (\(\mathcal{\pi}\)) Whitworth v. Perkins, 559 F. 2d. 378 (5th Cir. 1977).
- (二) Corey v. Look, 641 F. 2d. 32 (1st Cir. 1981).
- 12 Mason City Center Associates v. City of Mason City, 468 F. Supp. 737 (N. D. Iowa 1979).
- $\widehat{13}$ Hybud Equipment Corp. v. City of Akron, 654 F. 2d. 1187 (6th Cir. 1981).
- Gold Cross Ambulance & Transfer v. City of Kansas City, 705 F. 2d. 1005 (8th Cir. 1983).

 $\widehat{21}$

- いては、拙稿、アメリカ法一九八五―一、一三五頁以下参照。 Jefferson County Pharmaceutical Ass'n Inc. v. Abbott Laboratories, 460 U.S. 150 (1983). なお本判決につ
- $\widehat{16}$ supra note 6, at 718-737 が詳しい。 その他の事例については、 J. V. Siena, ed., Antitrust and Local Government 93-177 (1982); Freilich et al
- 17 地方団体の行為の結果、反競争的効果が生じたとしても「当該競争制限が容認された行為を行ったことの必然的 それは、まさにその本性においてある者の利益となり、他の者の不利益となり、 健康、安全および福祉を守るために設立された自然独占である。統治の正常な過程において行政的決定が行われ、 基本的にその性格において反競争的であることを理解することが重要である」(傍点筆者)と指摘し、さらにオハ 合には反トラスト法の適用は除外されると主張する (Areeda, After Lafayette, 446. また P. E. Areeda, Antitrust 限する結果となるのである」(同)と(Williamson, supra note 7, at 377-378)。 イオ州のコロンブス市長は、本判決後開催された上院司法委員会の公聴会で次のように述べた。「市政府は住民の Law (1982 Supp.) 54 も参照)。また、Freilich et al, supra note 6, at 719 は「都市再開発を許可する制定法は、 Areedaは、地方団体の行為に違法があれば州法に基づいて、州裁判所への訴えによって解決するべきであり、 あるいは合理的な結果である場合には、反トラスト法を排除する政策が推定される」と述べ、このような場 あるいはまた第三者の活動を制
- 18 ∾° | (United States v. Topco Associates, 405 U. S. 596, 610 (1972).) 本的な身体の自由の保護にとってそうであるのと同様、経済的自由および自由企業体制の維持にとって重要であ 「反トラスト法一般、とりわけシャーマン法は、 自由企業のマグナ・カルタである。 それらは、 権利章典が基
- (9) The Supreme Court, 1981 Term, 96 Harv. L. Rev. 62, 272-273 (1982)
- $\widehat{20}$ Id. at 273-276. また、The Supreme Court, 1977 Term, 92 Harv. L. Rev. 57, 285-287 (1978)も参照
- 455 U. S. 56 n. 20 (Lafayette 判決の引用)
- 22 Civilletti, supra note 7, at 386-387; Verkuil, State Action, Due Process and Antitrust: Reflection on Parker Brown, 75 Colum. L. Rev. 328, 330 (1975)
- $\widehat{23}$ National Society of Professional Engineers v. United States, 435 U. S. 679 (1978).

II Hallie 判決(一九八五年)

ビスを受けるべきことを要求した。 原告は、 被告 Eau Claire 市の行為が違法な抱き合わせ契約および不当な取引 行うための条件として、住民投票によってその土地を Eau Claire 市に統合し、さらに市から汚水の収集・運送サー 市は原告である四郡区には下水処理サービスの提供を拒否しながら、他方、四郡区の住民に対しては下水処理を 拒絶等に該当するとして当該行為の差し止めを求めたが、これに対して Eau Claire 市は州行為の法理の抗弁を行 (1)すなわち、Eau Claire市はこの地域において下水処理(sewage treatment)を独占的に行っているが ウィスコンシン州の Hallie 郡区ほか三郡区は隣接する Eau Claire 市を次のように反トラスト法違反で訴 $^{(2)}$

拒否した場合には、この命令は無効となると規定している。 四年の追加条項は、市が自治体化されていない地域(unincorporated areas)へのサービスの提供を制限するこ 治体地域へのサービス提供拒否規定にみられるように、明示的に市が反競争的行為を行うことを予定していると ことができるよう処理施設を建設すべきことを命令しうるが、非自治体地域が市へ統合される(annexed)ことを 天然資源局(State's Department of Natural Resources)は、市に対して他の市等が共同利用する(connect) とができる旨規定している。 コンシン州法は市に対して下水処理施設を建設し、追加し、変更し、修理する権限を与えている。また、 替させるという州の政策」においてその反競争的行為が容認されたものでなければならない。ところで、 連邦最高裁は、全員一致で州行為の法理の被告 Eau Claire 市への適用を認めたが、 地方自治体が反トラスト法の適用を除外されるためには「競争を規制または独占的な公共サービスに代 さらに、 共同処理施設 (joint sewage systems) に関する州法の規定によれば、州 これらの規定に照らしてみれば、 判旨は次のようなもので 州法は、 ウィス

のである。 件 が、 なぜなら、 43 小限のものである。このように、 域的利益のみを追求するおそれはあるとしても、 n (contemplated) 、える。 たものであり、 (local autonomy) 地方自治体の場合には私的な価格協定を行うような危険性はない。仮に、 すなわち「州の積極的な監視」は、 このように、 私人が反競争的行為を行う場合には州政府の利益よりも私人の利益を追求する現実的な危険性がある 場合には「明確な表明」の要件は満たされると解すべきである。 また地方自治体には 州法上、 は決定的な阻害効果を被るであろうからである。 市が反競争的行為を行いうると明定されていなくとも、 最高裁は、 「州の監視」の要件は不要だから州行為の法理の適用があると判示したも 反競争的行為を行う者が地方自治体である場合には不要だと結論する。 被告 Eau Claire 市の行為が明確に表明された州の政策に従って行 明確に表明された州の政策に従っている限り、 また、 州全体の政策目標を犠牲にして地 Midcal 判決の提示した第二の要 そうでなければ、 それが予定されてい この危険性も最 市の地方自

たものである。 な監視」 は不可欠の前提ではなく、 の第一の要件である「競争を規制または独占的公共サービスに代替させるという州の政策」にとって、 する形で確定的な判断を行っているところに特色がみられる。 しなかった。 (2)Hallie 判決は、 は、 しかも、 地方団体には不要であることを明確にしたのである。 同法施行後も地方団体に対して差し止め請求を行うことは可能であるが、 本判決は、 地方団体反トラスト法成立後、 単に 「州の容認」 従前の諸判決が判断を留保してきた点について州行為の法理の適用要件を緩和 で足りること、 はじめて最高裁が市に対する州行為の法理の適用を検討 また私人にとっては第二の要件である すなわち、 地方団体が同法理の適用を受けるため 最高裁はこれをも認容 「州の積極的 「州の強制

法経論集第56·57号

まず第一点の判示について。

最高裁は、

州法が市に対して非自治体地域の下水処理施設の利用を拒否すること

件ではないとしたところからすれば、地方団体に対する判断としては当然の帰結であった。

沿って「州の監視」要件の適用範囲を私人に限定した。(9) 要で「経済行為」には必要とする見解、さらに「州の監視」は、その費用が便益を上回ることを理由に私人であ(?) ると地方団体であるとを問わず、廃棄すべきものと捉える見解があった。Hallie 判決は、ほぼ右の第一の見解に 私的な価格協定」に対するものであったことを理由に、この要件は私人には必要だが、地方団体には不要と解す・・・ 略であり、 する場合には不要であるが、「地方団体が市場に参加する(すなわち、純粋に規制的権能ではなく経済的権能にお 行う場合には私企業のように自己の私益を追求する危険性はなく、州全体の政策目標を無視して地域的な利益 視」 は地方団体には不要であると判示したことである。この判決以前の学説には、Midcal 判決が「本質におい みを求めるおそれがあるにすぎないが、それも州の明確に表明された政策に従っているかぎり「最小限」のもの る監視が妥当と思われる」 として、Lafayette 判決の Burger 裁判長の意見にいう地方団体の「政府行為」 には不 いて活動する)決定を行った場合には、そのような企ての成功について財政的利害関係をもたない政府機関によ 次に、本判決のより大きな意義は、私人による競争制限が問題となった Midcal 判決の示した「州の積極的な監 行政的下位機関 かつ十分な説得力をもっているとは思われない。すなわち裁判所は、 (市などの地方団体―筆者)が州の明示的な委任にもとづいて一定の私人の行為を規制・ しかし、最高裁がその理由として述べたことは極めて簡 地方公共団体が反競争的行為を

の法理の適用を否定した Lafayette 判決のそれと比較してみると、この間の最高裁の見解の変遷に驚く。(ધ) て容認されるおそれはあろう。右にみた Hallie 判決の地方自治体に対する基本的認識を同じく市に対して州行為 るが、そうだとすると地方団体の反競争的行為が濫用に及ぶ場合にも「州の政策」によって支持されたものとし にすぎないというのである。しかし、「明確な表明」の要件は、とりわけ八五年以降、緩やかに解される傾向にあ

域の自治と権限に対する決定的な副作用」を強く意識した判決であった。(ユ) う事態を前にして、最高裁が反トラスト法を適用することによって生ずる「地方自治体が自ら統治するという地 以上のように、 Hallie 判決は、その判決当時、 地方団体を被告とする反トラスト訴訟が二五〇以上に及ぶとい

- (~) Town of Hallie v. City of Eau Claire, 53 U. S. L. W. 4418 (1985).
- 2 頁 多くの州でいう"Township(郡区)"に相当するものである。金子清『アメリカの地方自治』(一九七七)六一 ウィスコンシン州で "Town"と称されるものは、その存立目的、設立の方法、所掌事務などの点からみて他の 金子善次郎『米国連邦制度―州と地方団体』(一九七七)五六頁を参照。
- (∞) 53 U. S. L. W. 4419.
- (♥) Id. at 4419-4422
- (15) Id. at 4421.
- $\widehat{6}$ 50 も同旨。 in Urban, State and Local Government Law, 15 Urb. Law. 705, 710 (1983). Areeda, After Lafayette, 445 n. Freilich, Donnovan & Ralls, Antitrust Liability and Preemption of Authority: Trends and Developments
- 7 51 Antitrust L. J. 349, 356-357 (1982). T. G. Slater, Jr., Local Government and State Action Immunity after City of Lafayette and City of Boulder

- (∞) Lopatka, State Action and Municipal Antitrust Immunity : An Economic Approach, 53 Fordham L. Rev. 23, 52 (1984).
- 9 この要件は、州の機関についても要求されないことがありうると最高裁は述べた (53 U.S. L. W. 4421, n. 10)。
- (10) 本稿八九一九〇頁参照。
- (二) Stewart, Suing Local Governments, 71 A. B. A. J. 112 (1985)
- (2) 53 U. S. L. W. 4421.
- ものを含むところから、ホーム・ルール自治体に対する反トラスト法適用の動向は、 規定が存在したから、この点の立証は比較的容易であったが、ホーム・ルール自治体の中には州法上に右の要件 を充足する規定(反競争的行為を特定して容認し、あるいはそれを予定するもの)を求めることが極めて困難な また Hallie 判決によって「州の積極的な監視」要件の負担からも自由になったが、「明確な表明」を立証しえない はなお疑問の余地がある。ホーム・ルール自治体も、地方団体反トラスト法施行後、三倍賠償請求を免れ、 しかし、本判決によってもホーム・ルール自治体が反トラスト法の脅威から全面的に解放されたかについて 反競争的効果を伴う行政措置が差し止められる可能性は残されている。本件の場合には州法に明確な根拠 なお予断を許さないところ

第三節 州およびその機関による競争制限

Bates 判決(一九七七年)

広告を行った。アリゾナ州法律家協会(Arizona State Bar)は、これが弁護士広告を禁止する州最高裁規則に ばれる法律事務所を開設し、争いのない離婚・養子縁組、単純な個人の破産、改名など日常的な法律問題を低額 の報酬で取扱い始めた。事務所開設後二年して、原告は事務所を維持するためにより多くの件数を扱う必要を感 (1) 日刊紙に 原告 Bates と O'Sleen はアリゾナ州の弁護士資格を有する者であるが、「法律相談所 (legal clinic)」と呼 「極めて合理的な報酬で法律サービス」を行う旨、および特定の法律サービスの報酬額を掲載する

由)に違反することを理由に再審査を請求したが、 高裁に対して弁護士広告を禁止する規則がシャーマン法一条および二条、 違反するとして理事会 (Board of Governors) 名で二人にそれぞれ一週間の業務停止を勧告した。 却けられ譴責処分をうけたため連邦最高裁に上訴したもので ならびに連邦憲法修正 条 原告は、 (表現の自 州最

けることが指摘された。 明であり、 球交換計画 は Cantor 事件とは異なって州は弁護士の規制に「独立の規制利益」を有すること、最後に、Cantor 判決では電 る州の指示によって強制された」ものであるとした。次に、Cantor 判決との区別では、それが私人を被告とする て行為する」州法律家協会であるが、「利害を有する真の当事者」 はアリゾナ州最高裁であること、 訴訟であるのに対して、本件の被告は「その継続的監督のもとに 規則および罰則による積極的命令(affirmative command)である。従って、 に対して競争制限行為を要求したとはいえないけれども、本件で問題とされた制限は、 することができ、 律禁止は修正一条に違反して無効とされた)。法廷意見は、本件が Goldfarb および Cantor 事件と次の点で区別 連邦最高裁は、 さらにその規則は政策決定者―アリゾナ州最高裁―によってその実施手続において厳格な再検討をう [は州が単に黙認したにすぎないのに対して、 Parker 法理の適用をうけるとした。まず、Goldfarb 事件では州は、 次のように述べてシャーマン法違反の主張については全員一致で却けた(但し、弁護士広告の次のように述べてシャーマン法違反の主張については全員一致で却けた(3) 本件の罰則は専門職の行動に関する州の政策の明確な表 (州最高 一筆者) その制限は「主権者として行為す 裁判所の代理人 (agent) とし アリゾナ州最高裁判所の 州および郡の法律家協会 本件におい

件との区別に費やされている。Goldfarb事件とは、 (2)Bates 判決がシャーマン法について検討した部分は比較的短く、その大半は Goldfarb 州が被告に競争制限的行為を強制しているか否かによって区 および

別され、本件では州法律家協会の弁護士広告の禁止が州最高裁によって命令されたものであるとして、Goldfarb

判決の示した「州の強制」を満すものと判断された。(4)

定されたとみるものである。他の一つは、本件の行為が「真の当事者」である州最高裁の行為であり、 最高裁であること、(5) 協会という州の機関による競争制限的行為であり、従って Goldfarb 判決で示された「州の強制」を充足し、さら ていることの三点をあげたにとどまり、いずれが判決理由として述べられたのかは明らかでなかった。 州政府自体の行為として Parker 法理によって自動的に反トラスト法の適用を除外されたとする見方である。本 に Cantor 事件では存在しなかったが本件においては存在する何らかの条件によって、 この判決については二通りの解釈が可能であると考えられる。まず一つは、本件で訴えられた行為が州法律家 最高裁は Cantor 判決と区別される点として、 州が独立の規制利益を有すること、 被告とされたのは州の機関であるが、「真の当事者」は州 州が競争制限政策を明確に表明し、かつ積極的に監視し 州行為の法理の適用が肯 それ故

- (1) Bates v. State Bar of Arizona, 433 U. S. 350 (1977).
- (~) Id. at 353-358

判決自体からは、

いずれの立場が採られたのかは明らかでなかった。

- (∞) Id. at 359-363
- $\widehat{4}$ Cirace, An Economic Analysis of the "State-Municipal Action" Antitrust Cases, 61 Tex. L. Rev. 481, 501 のもとに弁護士サービス市場における競争を排除しようという無効な試みである。弁護士サービス市場には競争 しかし、Ciraceは「経済分析によれば、Goldfarb と Bates は区別できない。両者は、共に州の行為という外見 排除を正当化しうるような実質的な市場の不完全性は何ら存在しない」と述べて Bates 判決に批判的である。

1304).

 $\widehat{\mathfrak{z}}$ 同様に、 はない。 要件との関係では、 むろん、 州最高裁も……『州』 であり、それ以上に授権されることを要しない」 (Areeda, After Lafayette, 444)。 「州議会それ自体(むろん、 州最高裁判所も州政府の機関であるが、「明確に表明された州の政策」あるいは 州最高裁は「州」そのものであって、これらの要件の適合性を検討される 立法過程において役割を果たす限りでの州知事も含めて)は 「州の積極的な監視 一州の機関」で 「州」である。

I New Motor 判決 (一九七八年)

判決により無効であると主張した事件である。 じく原告 Muller Chevrolet は販売店の再配置を行うことで合意したが、それぞれ既存の他の販売店の異議申し ものであるから連邦憲法一四条に違反し、また私的な取引制限に実効性を与えるものであるから Schwegmann ければならなかった。原告 General Motors と Orrin W. Fox 社は後者が販売店となることで合意し、GMと同 立てをうけた。そこで、原告三社が、 間の取引力の不均衡による前者の圧迫・濫用行為から後者を保護する法律を制定した。カリフォルニア自動車フ た後三〇日以内に新販売店の設置または既存の販売店の再配置を許可しない正当な理由があるか否かを決定しな れていた。そして、既存の販売店が通知後一五日以内に右委員会に異議を申し立てれば、委員会は公聴会を開 動車委員会(California New Motor Vehicle Board)および既存の関係販売店に通知しなければならないとさ リフォルニア州内に新たな販売店を設け、 ランチャイズ法 (1)カリフォルニア州は、 (California Automobile Franchaise Act) 連邦および他のおよそ二四州とともに、 右のカリフォルニア州法が法の正当な手続きを経ないで営業の自由を奪う あるいは既存の販売店の再配置を行う場合には、 がそれであるが、 自動車製造業者と販売業者 (dealers) との 同法によれば自動車製造業者が カリフォルニア新自 カ

認めてきており、本件の場合にもカリフォルニア州議会は、不公正または強圧的な取引慣行を防止するため必要 有する。また、シャーマン法違反の主張については、自動車フランチャイズ法による州の規制計画は「自動車販 な場合には、自動車生産者のフランチャイズを行う権利をフランチャイジーの対立する権利に劣後させる権限を 続」の概念の崩壊以来、 なく侵害されえないということは、いかなる場合にもそれが許されないことを意味しない。カリフォルニア州議 理由がある場合に、 述べた。またSchwegmann判決では、州が反トラスト法違反行為を容認し、免責しようとしたが、本件のカリフォ 売店の設置および再配置における事業者の無制約な自由を制限しようという明確に表明され、肯定的に表現され ルニア州の行為はそうではない。既存の販売店が、販売店の新設または再配置を許されないものと考える十分な た規制体系である。従って、この規制は『州行為』による適用除外によって反トラスト法の適用範囲の外にある」と 最高裁は、反対意見を述べた Stevens 裁判官(修正一四条に関して)を除く全員一致で原告敗訴の判決を下し 判旨は次のとおりである。まず、法の正当な手続違反の主張について。自由が法の正当な手続きによること判旨は次のとおりである。まず、法の正当な手続違反の主張について。自由が法の正当な手続きによること 憲法上、合理的な制限を設ける事業活動規制計画を策定する権限を有する。少なくとも「実体的な適法手 委員会の決定を求めることは反トラスト法に違反しないからである。このように述べて、本 当裁判所は、州議会が広範囲にわたって経済的諸問題について様々な試みをなすことを

律を「自動車製造業者に……よる新規の独立自動車販売業者に対する不当な支配を回避し、販売業者にフランチャ 制体系だから、 とどまった。判決理由は、カリフォルニア州法による規制計画が「明確に表明され、肯定的に表現された」規 (2)New Motor判決では、最高裁は、右のようにシャーマン法の適用可能性の問題について簡単に述べるに 州行為の法理の適用をうけるということである。(5) すなわち、 カリフォルニア州議会は、 この法

件の規制計画には州行為の法理によりシャーマン法は適用されないと判示した。

想どおり、 るのは早計であり、簡略さは州の規制計画の反競争的効果の軽微さの故であるという。(8) 以上のことから州の機関についても、「明確に表明された州の競争制限政策」の存在が必要な要件とされたといえ 高裁が「民衆主義的価値(populist values) りうると述べている)。また、本判決は、一見「強者から弱者を擁護する必要性」を強調したかにみえ、 あった場合にこれを許可しない正当な理由があるか否かを審査するための手続きと基準とが定められていた。 しは、 にも寛大な態度でごく簡単にしか触れなかったようにみえるが、Sullivan & Willey は、 よう(「州の積極的監視」の要件については、 と明確に述べている。この目的のもとに、新規の自動車販売店の設置または既存の販売店の再配置について異議が イズによる義務を履行させ、一般消費者に適切かつ十分なサービスを提供することを確保するために」 次に検討する Ronwin 判決までなおみられなかったのである。 「Schwegmann, Goldfarb, Cantor, Lafayette の諸判決にあらわれた審査の深さと厳格さの緩和の兆 前述した Hallie 判決は、 を州が全国的経済政策に再導入する余地」を広く容認したと評価す 州の機関にはこれが要求されない場合があ Sullivan & Willey の予 そうだからといって最 州の行為 制定した

- (→) New Motor Vehicle Bd. v. Orrin W. Fox Co., 439 U. S. 96 (1978)
- (∞) Id. at 98-104.
- (3) Id. at 104-111 (4) Id. at 109.
- $\widehat{\underline{5}}$ surrounding the State Action Doctrine, 48 Antitrust L. J. 1571, 1576-1577 (1980); Page, Antitrust, Federalism Sullivan & Willey, Recent Antitrust Development, 300-301; Fox, The Supreme Court and the Confusion

説

and the Regulatory Process: A Reconstruction and Critique of the State Action Exemption after Midcal, 61 U. L. Rev. 1099, 1121 (1981)

- (6) 439 U.S. 101, n. 6
- (~) Id. at 98, n. 1.
- 8 らに最終的に販売店の新設または再配置が許可されなかったのは、僅かに一件にすぎない (439 U.S. 110, n. 14)。 七四年に発効して以来、一一七件の異議が申し立てられたが、そのうち四三件のみについて公聴会が開かれ、 Sullivan & Willey, Recent Antitrust Development, 303-304. カリフォルニア自動車フランチャイズ法が一九

三 Ronwin判決(一九八四年)

委員会の委員である Hoover らが評価方式を決定するに当たって、弁護士として適当な水準の能力を有するか否 して一定の期間内に試験の評価方式(grading formula)を最高裁に提出しなかったこと、Ronwin に模範解答 ていた。Ronwinは司法試験の不合格者であるが、州最高裁規則にもとづき最高裁に対して、委員会が規則に違反 委ねていた。委託をうけた同委員会は試験を実施し、合格者を州最高裁に入会資格者として推薦するものとされ and Admission)」にアリゾナ州法律家協会への入会資格者を選抜するための試験(司法試験)を実施する権限を を有し、これに基づいて七人の弁護士からなる「試験および入会に関する委員会(Committee on Examination て Hoover らは、 せたことは共謀して取引を制限するものであってシャーマン法一条に違反すると連邦地裁に訴えた。 かより、Hooverらの委員が望ましいと考える弁護士数を基準とし、それによって州の弁護士数を作為的に減少さ (model answers)を提示しなかったこと等を理由に再審査を請求したが棄却された。そこで、Ronwin は右の (1) アリゾナ州憲法によれば、州最高裁判所はアリゾナ州内において弁護士業務を行いうる者を決定する権限 州の委員会として行為する者であるから Parker 法理により反トラスト法の適用はないと主張 これに対し

は 決でも、 制定したが、 ることができる。 る行為は、 確な表明」 競争的行為については、 私人の反競争的行為を監視するかが問題となる。 たことを立証しなければならない。 競争を規制に代替させるという「明確に表明され、 的行為を行う場合には、 会と同じ地位を占め、 は次のようなものである。州行為の法理の分析の出発点である Parker 事件において、州議会は反競争的な州法を とに限られる。 たは採点方式を決定することを認め、 連邦最高裁は四対三で Hoover らに対するシャーマン法の適用を否定した。 まず Hoover らの行為が州それ自体の行為か否かが問われねばならない。Hoover らが試験評価方式を採用す そして、 州最高裁が 次のような最高裁規則に従って行われたものである。 試験の実施および採点の後には委員会の権限は最高裁に州法律家協会への入会資格者を推薦するこ その行為はそれ自体 「積極的な監視」 さらに、 以上の規則に照らしてみれば、 (弁護士広告を禁止する規則を制定するという)立法的権限において行為する場合には州議 それ自体でシャーマン法上の責任を免れると判示した。これに対して、 容認されない取引制限 当該反競争的行為が州によって容認され、 不合格と判定された受験者は、 も問題とならず、 (ipso facto) また、特に私人が行為者である場合には、 最高裁に対して試験の少なくとも三○日前にそれを提出することを要求 (unauthorized restraint of trade) 反トラスト法の適用を除外されると判示された。 それ自体で反トラスト法の適用が除外される。 しかしながら、 アリゾナ州最高裁は、 肯定的に表現された州の政策」に従って反競争的行為を行っ 直接、 最高裁に対して再審査の手続きをとるよう請求 すなわち、 主権者である州 承認されたものであることを要し、 入会審査手続きの実施を委員会に委ね 州最高裁は、 州議会または州最高裁がどの程度、 Powell 裁判官らによる多数意見 (州議会および州最高裁) の危険は生じないから、 委員会が適切な評価ま 市や私人が反競争 従って、本件で また それ故 Bates の反 明明 判

いるけれども、 自体で州行為の法理によりシャーマン法上の責任を免れるものである。(3) 高裁自体に留保されているものといえる。従って、本件の Ronwin が訴えた行為は州最高裁の行為であり、それ 特定の評価方式を承認し、アリゾナ州において弁護士となりうる者を決定する唯一の権限は、

決定する行為が州最高裁自体の行為なのか(多数意見)、それとも司法試験委員である弁護士の行為なのか 自体で反トラスト法の適用を除外されることを明らかにした点にある。この点に関しては多数意見も反対意見も 理の適用をうけると解した。他方、反対意見は、むしろ Goldfarb 判決との類似性を指摘しながら、 決定する唯一の権限」を留保していることを根拠に、本件の行為は州最高裁の行為であり、 主に Bates 判決に依拠して、 確に表明された州の競争制限政策」と「州の積極的な監視」の二要件を証明しなければならない。多数意見は 意見)という点にある。前者であれば、それ自体で反トラスト法の適用を免れるのに対して、後者であれば「明 法試験委員が訴訟当事者であることを理由に右の二要件の立証を必要とするものと捉えている。 Ronwin判決の意義は、州最高裁がその立法的権能において行った行為が、州議会の立法行為と同様、それ 両者の違いは、アリゾナ州における司法試験の評価・判定方式を決定し、弁護士となりうる者を 州最高裁が「特定の評価方式を承認し、アリゾナ州において弁護士となりうる者を 自動的に州行為の法 Hoover ふ同 (反対

cause)」に類似した考え方によって行為者を決定したものとみる。それによれば、Ronwinの不合格という結果に〔5〕 裁の行為であるから、本件行為の主体は最高裁であるとみるのである。 再審査してこれを覆しうるにも拘わらず、 とって主たる原因となったことは、州法律家協会への入会を最終的に拒否し、あるいは入会資格なしとの判定を この点について、Lopatka は、最高裁(多数意見)が不法行為法上の「主因の法理 これを行わなかった行為であり、 より一般的には、 それは司法試験委員ではなく州最高 (doctrine of 競争制限行為の主体は proximate

some moral sense) 結果に対して極めて密接に関係し、 制限に対して責任を負うべきと考えられる」者であるとされる。(6) しかもそれが極めて顕著であることから……何らかの道徳的な意味で (in

わち、 認めた場合に予測される、 次のような推論も可能ではないかと考えられる。すなわち、多数意見は、何よりもまず、反トラスト法の適用を のとは思われない。この考え方だけで判断することは困難であろう。例えば、 右にみた Lopatka の競争制限行為主体の決定の仕方は極めて曖昧であり、 そうでない場合もありうる 為の主体と捉えるのである。 であるかを決定することは困難な問題であり、その解決にとって「主因の法理」が有効に機能することがありう しても避けねばならなかったのである。従って、本件には州行為の法理を適用する必要があったのであるが、(9) 請求していた)によって「有能な市民がこの不可欠の公共的な業務を行うことをためらう」ような結果は、 も襲うことによって、「反論に伴う訴訟上の負担」を強制し、三倍賠償の脅威(Ronwinは一二〇万ドルの賠償を Batesや New Motorでは「主体」は州それ自体なのか州の機関なのか、必ずしも明らかでない)。いずれにせよ 11 法試験委員である弁護士を競争制限行為の主体と認定する場合には、右に述べた訴訟追行上の負担は回避されな るとはいえよう。すなわち、 確かに、 最高裁自らが州行為の法理の制限的適用によって招いた「反トラスト訴訟の洪水」 また ある競争制限行為が「私的および公的意思決定の混合物」である場合、いずれが競争制限行為の主体 「明確な表明」と「積極的な監視」の二要件の証明が必要となるが、 さらに「多数の訴訟を招来するであろう」という事態を懸念するものであった。(?) (例えば、Parker事件さえ州が競争制限行為の主体でないという見方もありうるし、 しかし、このような考え方で競争制限行為の「主体」が決定される場合もあれば、 競争制限という結果に対して「主たる原因」となった行為を行った者を競争制限行 一般的な基準として十分機能するも 本件の最高裁の多数意見について、 州最高裁規則に弁護士数を制限 が州およびその機関を すな 何と 司

主体とされ、それ自体で反トラスト法の適用除外を導く方法が選択されざるをえなかったのではなかろうか。 することが州の政策であると表明しているものはなかったのであろう。それ故、 州最高裁自体が競争制限行為の

- (→) Hoover v. Ronwin, 52 U. S. L. W. 4535 (1984).
- (≈) Id. at 4536-4537
- (∞) Id. at 4538-4542.
- $\widehat{4}$ 430 (1984). Campbell, Supreme Court Update—State Action Immunity from Antitrust Law, 53 Antitrust L. J. 429, 429.
- (ω) Lopatka, State Action and Municipal Antitrust Immunity: An Economic Approach, 53 Fordham L. Rev 23, 30 (1984). 「主因の法理」とは、ある侵害について原因となった行為が複数ある場合に、各々の行為は事実上 imate)原因となった行為を行った者が責任を負うとする法理である。 の原因行為ではあるが、すべての行為者がその侵害に対して法律上、責任を負うのではなく、侵害の主たる(prox:
- (6) Id. at 35.
- (7) 52 U. S. L. W. 4541, n. 34
- (∞) Ibids.
- 9 済しようという最高裁の熱意によって大部分が説明される」という (Campbell, supra note 4, at 430)。 Campbellも、本判決は「州および地方団体の公務員に反トラスト法を適用することによる苛酷さを何ほどか救

第四節 判例法理の要約

有の連邦主義と反トラスト政策との間に極めて微妙な均衡をはかりつつ舵をとってきた結果にほかならない。し かしながら、その試みはParker, Schwegmannさらに七五年以降の初期の判決(Goldfarb, Cantor, Bates, 以上、州行為の法理に関する連邦最高裁判決を分析・検討してきた。これらの諸判決は、最高裁がアメリカ特

るいは私人との関係でこれらの要件の枠内においてより精緻化したにとどまる。 後の判決 やく Midcal 判決において「競争制限政策の明確な表明」と「州の積極的な監視」 Lafayette, New Motor) (逆にいえば連邦反トラスト法の適用が除外される) 範囲と要件について要約を行う。 (Boulder, Ronwin, Hallie, SMCRC) によっては統一的な判例法理が形成されたとはいい難いものであった。 は、この二要件を州および地方団体との関係で若干修正し、 以下では州行為の法理が適用さ の二要件が打ち出され、 しかし、 それ以 よう

何らかの関与(命令・許可・認可等)にもとづく私人の行為にも適用される。(2) 律家協会など) 州最高裁判所の規則、 まず、法理の適用される範囲については、 の行政行為だけに適用されるわけではなく、地方団体 あるいは州の行政部局あるいは機関 州行為の法理は、文字どおり州政府の行為、 (州行政府を構成する各部局、 (市などの地方自治体)、 すなわち州議会の法律 独立規制委員会 さらには州政府 州法

n

る

り、 ①明確に表明され、 関与があるけれども反競争的行為の主体は私人である場合、当該私人が州行為の法理の適用を受けるためには、 うな機関が、 足りると解されている(SMCRC判決)。 自体による積極的な監視をうけなければならない。Goldfarb 事件 (郡法律家協会) および Cantor 事件では①が いては、 また Schwegmann および Midcal 事件では②がそれぞれ欠けることを理由に法理の適用が否定されたのであ 次に、 SMCRC判決では②の存在は争われず、 州行為の法理が適用されるための要件は反競争的行為を行う主体ごとに異なる。 州法上に明文の根拠規定がなくとも競争を規制に代替させるという州の意図が明確に表明されていれ どの程度監視すれば、「州自体」による「積極的な」監視といえるのか等の未解決の問題が残されて 肯定的に表現された州の政策に従って当該反競争的行為を行わねばならず、 しかし、 ①も認められたために適用が肯定されたのである。 ②の要件は、 なお十分検討が加えられておらず、 第一に、 且つ、②州それ ①の要件につ 州政府による 州 のどのよ

り 有 る。

れた。 法または州法上のホーム・ルール規定では①の要件を満足しない(Boulder 判決)とすれば、 は Hallie 判決が不要と判示した)。Lafayette および Boulder 事件ではこの要件を欠き、Hallie 事件では認めら いうことである。この点も将来の判例の展開を待つほかない。 地方団体に対する同法理の適用に関して残されている一つの問題は、 地方団体が反競争的行為を行う場合、州行為の法理の抗弁に必要な要件は①のみである(②につい ホーム・ルール自治体にとって州憲 他に何が必要かと

るが、 行為と私人の行為とを区別する基準をも明らかにしなければならないであろう。 私人の場合と異なることを前提としてのみ意味のあるものであるが、仮にそうだとすれば、 囲外の、 州法律家協会の行政機関としての執行行為ではあるが、実質上は州最高裁の容認する行政機関としての権限の範 Goldfarb事件における州法律家協会は弁護士の監督という「特定の目的」との関係においては「行政機関」であ う行政機関とされている場合、その州の機関の行為と私人の行為とをどのように区別するかである。 において不要であると示唆されたが明らかでない。さらに困難な問題は、一定の事業者団体等が公共的任務を担(3) 件の州法律家協会はこれを欠き、New Motor事件では認められた。しかし、②の要件については、 他面、 私的な団体としての行為とみることもできる。 州の機関が反競争的行為の主体である場合、①の要件を必要とすることは明らかである。Goldfarb 事 弁護士の構成する私的な団体の性格をも持っている。最低報酬規程の実施という行為は、 無論、 この議論は②の要件が州の機関には不要であり、 最高裁は州の機関の Hallie 判決 例えば 形式上は

場合には、 第四に、 それ自体で自動的に反トラスト法の適用を除外される 州それ自体の行為、 すなわち州議会の立法行為、 州最高裁の規則制定行為などが反競争的効果をもつ (Parker, やや疑問があるが Bates, Ronwin)。

1 便宜主義的な区別は反トラスト政策と連邦主義のいずれにとっても重大な影響を及ぼすことになろう。 州 (Ronwin 判決の多数意見と反対意見の対立を想起せよ)。 反トラスト法が自動的に適用除外されるか、 それとも 知事がこれら両者と同等の地位にたつかは確定的に判断されておらず未解決の問題である。 (4) 重要な問題の一つは、 (あるいはこれに加えて②) 州それ自体の行為と州の機関あるいは私人の行為をどのようにして区別するかである の要件を充足しない限り適用除外されないかという大きな差異が生ずるだけに また、 おそらく最

ことになるからである。 件によって反トラスト法の適用の有無が判断される(Ronwin 判決)。そうでなければ、 訴訟が提起されたとしても、当該事件において競争制限行為の主体が被告ではなく、 であって、 なわち、 の機関を通じて私人に対して行う合理的な規制措置も、 州の機関が州最高裁の授権した範囲内で行為するならば)、当該競争制限行為は州最高裁に適用される要 最後に注意を要するのは、 当該訴訟の被告によってそうなるのではないことである。 州行為の法理の適用される要件が競争制限行為を行う主体によって異なるの 州の機関または私人を被告として訴えれば妨害しうる 例えば、 州の機関を被告として反トラスト 州最高裁であるならば 州政府自体が主体となり、

1 れ故、本稿で反トラスト法の「適用除外」という場合、「当初は適用可能であったが後に除外された」という意味 た。すなわち、州の容認した反競争的行為は、そもそも連邦反トラスト法の適用範囲外にあったわけである。 tion)」という用語が使われるが、 本来的ないし確認的適用除外) において用いている。アメリカでも「州行為による適用除外 (state action exemp Parker 判決は、議会には連邦反トラスト法を州が容認した反競争的行為に適用する意図がなかったと判示 が国の学説にいう創設的適用除外に類似)ではなく、「元来、 Teply は、 厳味にいえば exemptionではなく immunity (あるいは non-ap-適用が意図されなかった」という意味 (同じく

Rev. 272, 279-280 n. 54 (1974). 同様な指摘として、P. E. Slater, Antitrust and Governmnt Action: A Formula Municipal Antitrust Liability, 51 Geo. Wash. L. Rev. 145, n. 5 (1982) がある)。 for Narrowing Parker v. Brown, 69 Nw. U. L. Rev. 71, n. 4 (1974); Note, The Preemption Alternative to の問題だという(Teply, Antitrust Immunity of State and Local Government Action, 48 Tul. L

 $\widehat{2}$ 字義どおりに解すれば責任を免れるか否かは、反トラスト法がある行為に適用可能であることを前提として、 当該行為は、元来反トラスト法の適用範囲の外にあるか否かを論じている。これに対して、「免責」、すなわち、 為に「適用除外」されるか否かの問題は、当該反競争的行為に反トラスト法の適用が可能かどうか、換言すれば 法―筆者) 違反の問題は、適用除外の問題とは別個であり区別される」 (Boulder 判決における Stevens 裁判官の い場合がありうるけれども、 の論理的段階において法に定める構成要件に該当し、責任が発生するか否かを論ずる際にこそ問題となる。 同調意見、455 U.S.40,58) のである。本稿で「免責」という用語を避けたのは、以上のような理由からである。 ないけれども、厳味にはやや意味内容を異にするものである。すなわち、連邦反トラスト法が州の容認した行 免責」の問題より論理的に先行する。従って、「適用除外」されない場合には、「免責」される場合とそうでな 能性がない場合には、そもそも責任の問題を論ずる必要がないからである。このように、「適用除外」の問題は 次に、「適用除外」と「免責」という用語について次の点に注意したい。この両者も必ずしも区別して使われて (custom)によって支持された個人の行為(individual action)をも包含するほどに広い意味で使われる」(Cantor Detroit Edison Co., 428 U. S. 579, 590 (1976))° 「疑問の余地なく、『州の行為 (state action)』という用語は、 「適用除外」される場合には「免責」の問題は発生しない。要するに「(反トラスト 何らかの程度において州の法律または慣習

- 3 Town of Hallie v. City of Eau Claire, 53 U.S. L. W. 4418, 4421 n. 10 (1985)
- (4) Hoover v. Ronwin, 52 U.S.L.W. 4535, 4538, n. 17 (1984)を参照。
- $\widehat{\mathbf{5}}$ におい ては、谷原修身「反トラスト法における国家行為免責理論(五・(完))」南山法学九巻二号六七頁以下(一九八五) なお、逐一の引用はしなかったが、本稿で取上げた判決のうち、Hallie およびSMCRCを除く諸判決につい て詳細な検討が行われているので参照されたい。

(未 完)

付記

か、 う次第である。最後に、 力を注いでおり、 である。法経論集の本号は先生の退官記念号として編集されたものである。他の寄稿論文が独立の完結論文のな 本年三月をもって、 拙稿のみが中途半端な継続の形をとっているときく。 小稿の執筆に当たっても力を惜しまなかったつもりである。 山本正先生にはご停年を迎えられた。 山本先生のご健康を心よりお祈り申し上げたい。 しかし、私としては、 来年度から先生の御姿をみられない なお未完となったが、 現在、 右に論じたテーマに最も のは淋しい限り 御寛恕を願